

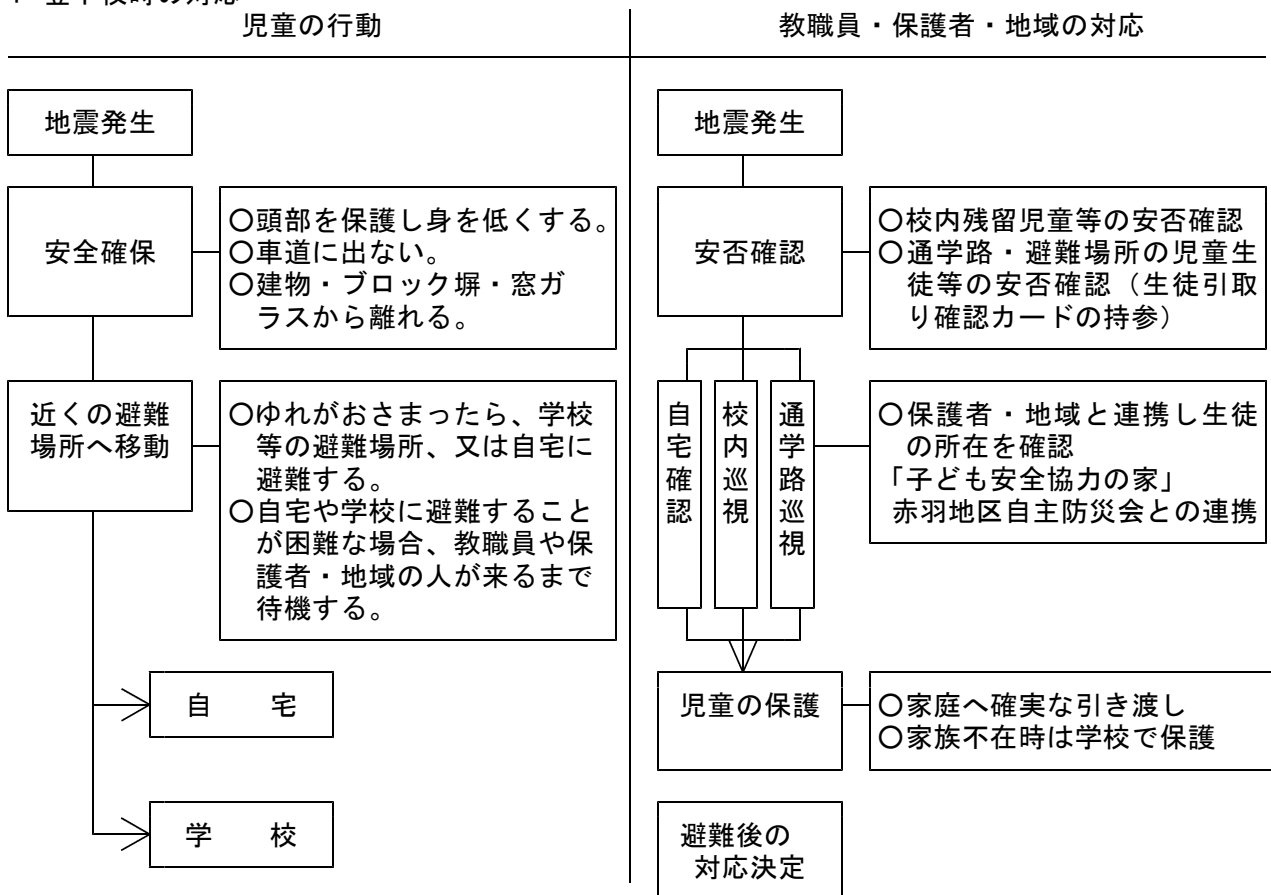
危機管理マニュアル（災害等）

R 7. 4. 1
館林市立第五小学校

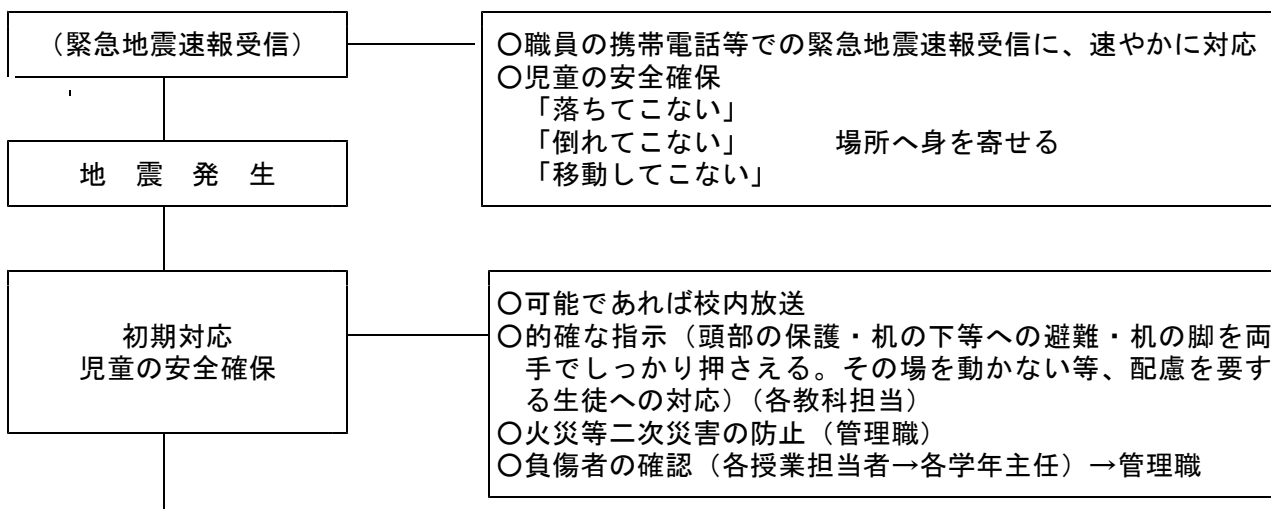
I 地震に対する基本方針

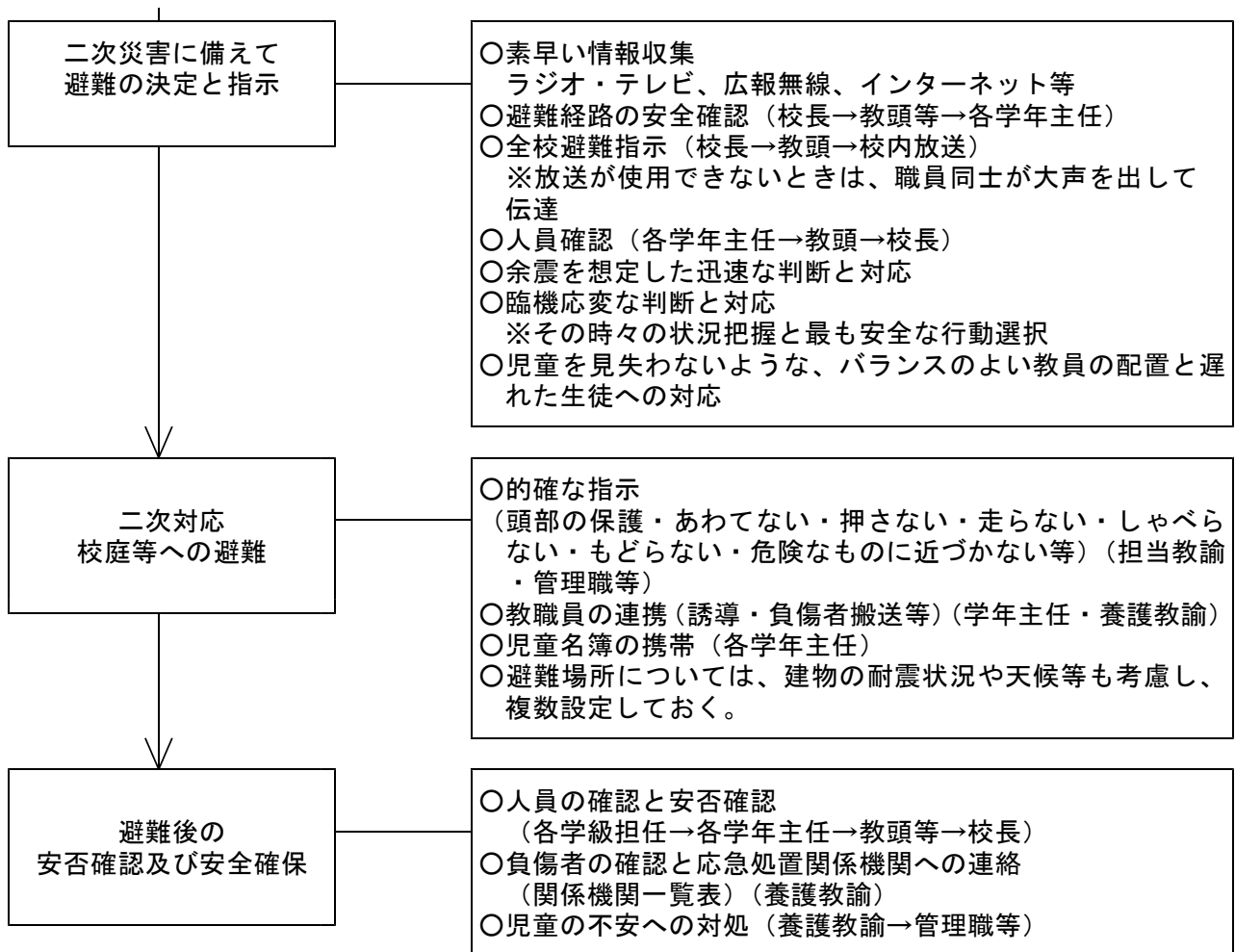
1. 「震度5弱以上」の地震が起き、登校前で児童が家庭にいる場合は登校させない。
2. 「震度5強以上」の地震が登校後に起きた場合は、保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。※震度5弱以下の場合、安全を確認のうえ下校させることを原則とする。（教師引率の集団下校もある。）
3. 登下校中に地震が起きた場合は、下記「登下校時の対応」により、揺れが収まるまで安全な場所を探し身を守る。揺れが収まったら、学校か家庭の近い方に向かわせる。迷った時は学校へ。

1 登下校時の対応



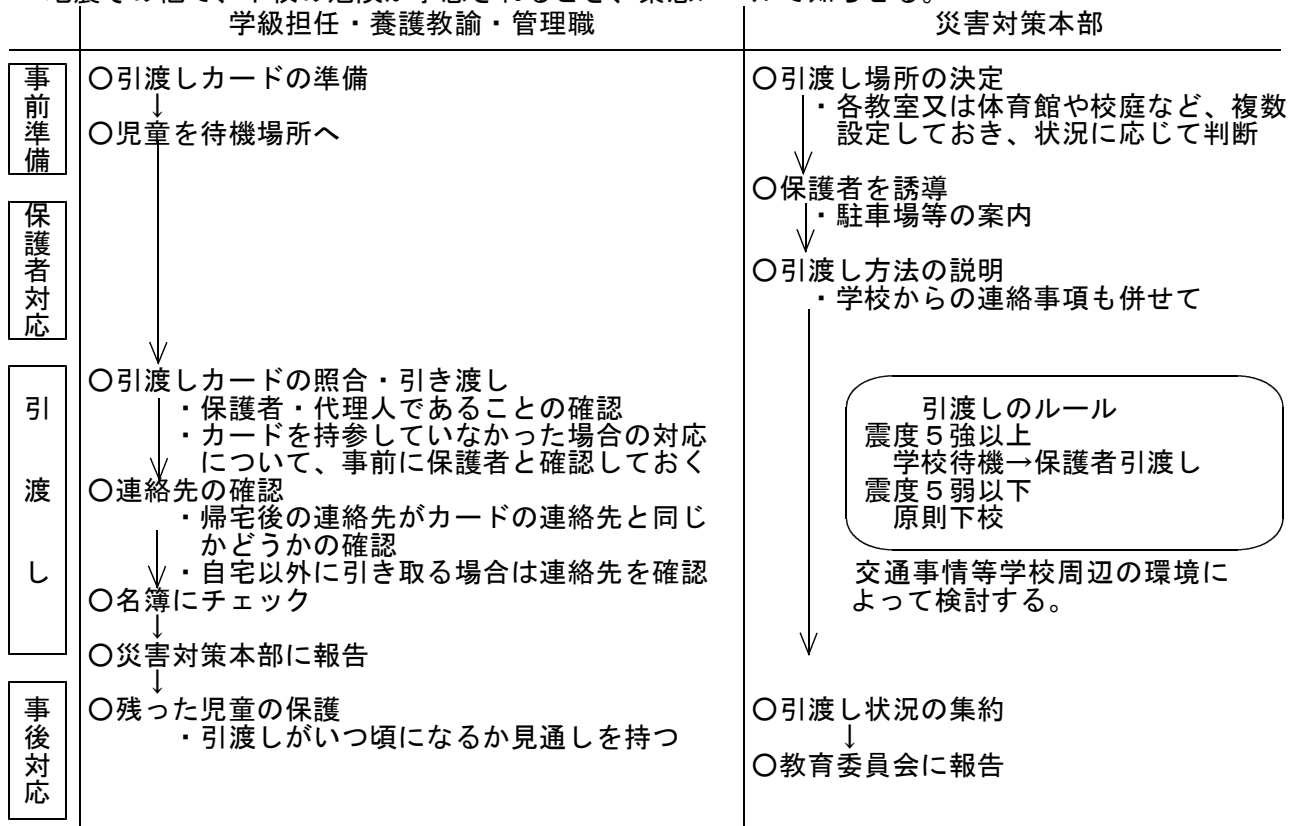
2 校内の基本的な対応





3 引渡しの手順

- ・「震度5強以上」の地震発生の場合、学校待機→引き渡し下校となる。
- ・地震その他で、下校の危険が予想されるとき、緊急メールで知らせる。



Ⅱ 台風、大雪等の対応

1 前日に暴風雨等の情報がある場合

前日の午前中までに措置（校種別に市内統一）を決定し、保護者に連絡します。

※児童の下校時に通知を持たせるか、または緊急メールを配信します。

2 授業時間中に急な悪天候になった場合

①状況を判断し、下校が可能なきときは速やかに集団下校をします。

②下校が難しいと判断した場合、引き渡し下校となります。

※保護者の皆様へ

緊急メールで学校からの情報をできる限り知らせていきますが、以下のことにご留意ください。

- ・安全を第一に考え、各ご家庭でも危険と判断された場合は、無理をせず、登校時間を遅らせたりしてください。この場合、学校での遅刻扱いはいたしません。なお、登校時の児童の安全確保は各ご家庭でお願いいたします。
- ・児童の欠席・遅刻等につきましては、安全管理の面からその旨を確実に学校へ連絡して下さい。
- ・基本的には、ラジオやテレビ、インターネットなどでの気象情報を確認していただくことになります。また、学校へのお問い合わせの電話は、混乱を避けるためお控えください。

Ⅲ 竜巻発生時の対応

竜巻等突風は、発達した積乱雲に伴って発生する局所的・突発的な現象であり、場所と時間を特定して事前に予測することは現状では困難です。児童の安全を確保するため、①教職員が竜巻等突風の危険性を認識し、②事前に天気予報を確認するとともに、③天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずることになります。

また、児童が自分で判断して身の安全を確保できるように、日常の指導の中で、①積乱雲がもたらす急な竜巻等突風や積乱雲の近づく兆しがある場合のとりべき行動、②竜巻等突風の特性、③安全な避難場所について、十分理解させます。

【竜巻が予想される場合に考えられる対処行動】

〈屋内にいる場合〉

- ・窓を閉め、カーテンを閉めて、窓から離れる。
- ・雨戸やシャッターを閉じる。
- ・地下室や建物の最下層に移動する。
- ・家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する。
- ・部屋の隅やドア、外壁から離れる。
- ・丈夫な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ・上着や荷物で頭部を覆う。

〈屋外にいる場合〉

- ・近く of 丈夫な建物に避難する。
- ・（丈夫な建物がない場合は）近くの水路やくぼ地に身を伏せ、頭と首を守る。
- ・車庫や物置き、プレハブを避難場所にしない。
- ・橋や陸橋の下に行かない。
- ・飛来物に注意する。

Ⅳ 集中豪雨等による洪水発生時の対応

地震によるダムや堤防の決壊、台風等に伴う大雨により、河川や沼沱濫による増水・浸水が見込まれる場合の対応は、以下のようになります。

①学校管理下にあるとき

- ・2階以上に避難をします。（防災マップでは、五小の浸水予測は50cmから1mのため）避難後は、地震発生時または台風時の対応に準じた対応をとります。

②学校管理下以外にあるとき

- ・災害の種類により、地震発生時または台風時の対応に準じた対応をとります。

Ⅴ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

大災害発生時には、安否確認・問合せ等の電話が爆発的に増加し、電話回線が混雑することで学校と保護者の連絡が困難になることが予想されます。

そこで、保護者への対応として、NTTが設置する「171（災害用伝言ダイヤル）」を利用することで、安否情報等の伝達の向上を図ることができます。

このシステムは、被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するものです。

1 位置のお知らせ

震度6弱以上の地震発生時等にテレビやラジオ等でN T Tが「171」を設置したことや利用方法・伝達登録エリア（都道府県単位）等が知らされる。

2 利用方法

固定電話や携帯電話等のあらゆる電話から接続・利用が可能となる。

(1) 伝言の再生(保護者)

1 「1」・「7」・「1」にダイヤルする。

2 ガイダンスが流れる。

3 「2」をダイヤルする。

4 ガイダンスが流れる。

5 学校の電話番号を市街局番からダイヤル（0276-72-4314）し、伝言を再生する。（新しいメッセージから再生される。）

(2) 伝言の録音（学校）

学校の電話番号を市街局番からダイヤル（0276-72-4314）し、伝言を30秒以内に録音する。

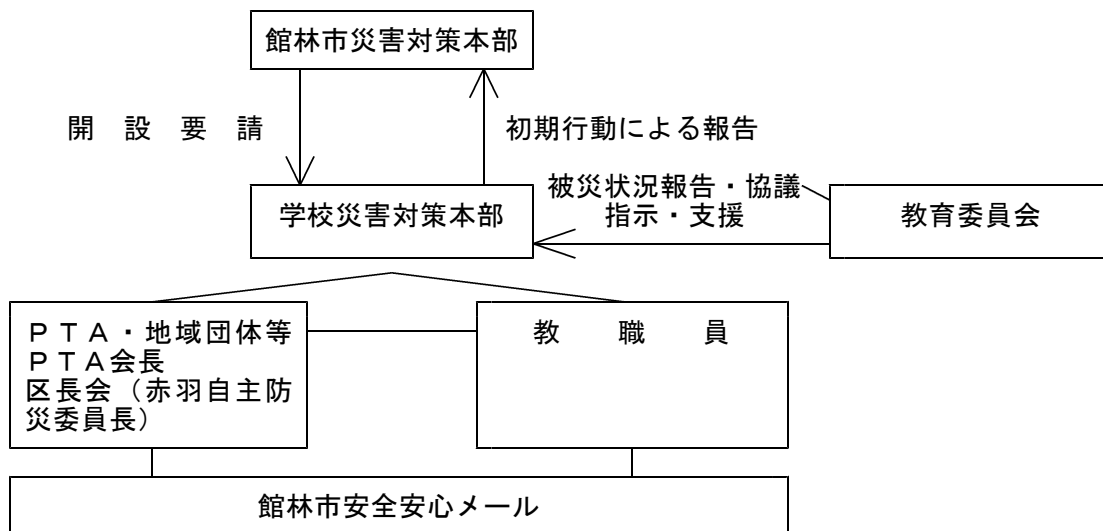
上記1～4を行って

(3) 伝言の録音時間 1 伝言あたり30秒以内

(4) 伝言の保存期間 録音時から48時間

(5) 伝言の蓄積数 1 番号あたり1～10件

VI 情報連絡体制



VII 学校災害本部の設置

区 分	設置要件	設置形式	設置形態
非常設置	勤務時間内において、震度5弱以上の地震が発生し、被害状況等により、本部長（校長）が必要と認めたとき	個別発令	本部長（校長）がその都度設置する。 ※勤務時間内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、全教職員が災害対策業務に従事するものとする。
特別設置	震度6弱以上の地震が発生したとき	自動発令	

動員職員の区分

区 分	役 割
初期動員	災害発生後、学校に出動し災害対策業務に従事する。
一号動員	学校に到着後、初期動員職員とともに、災害対策業務に従事する。
二号動員	学校に到着後、初期・一号動員職員とともに、災害対策業務に従事する。

動員職員の指定基準

業務内容	震 度	動員区分
全教職員が災害対策業務に従事する。 (本人又は家族の負傷や、その他の出動できない事情がある時は免除)	震度 5 弱	初期動員 所属の 10 % (運営委員)
	震度 5 強	一号動員 所属の 50 %
	震度 6 弱	二号動員 全職員

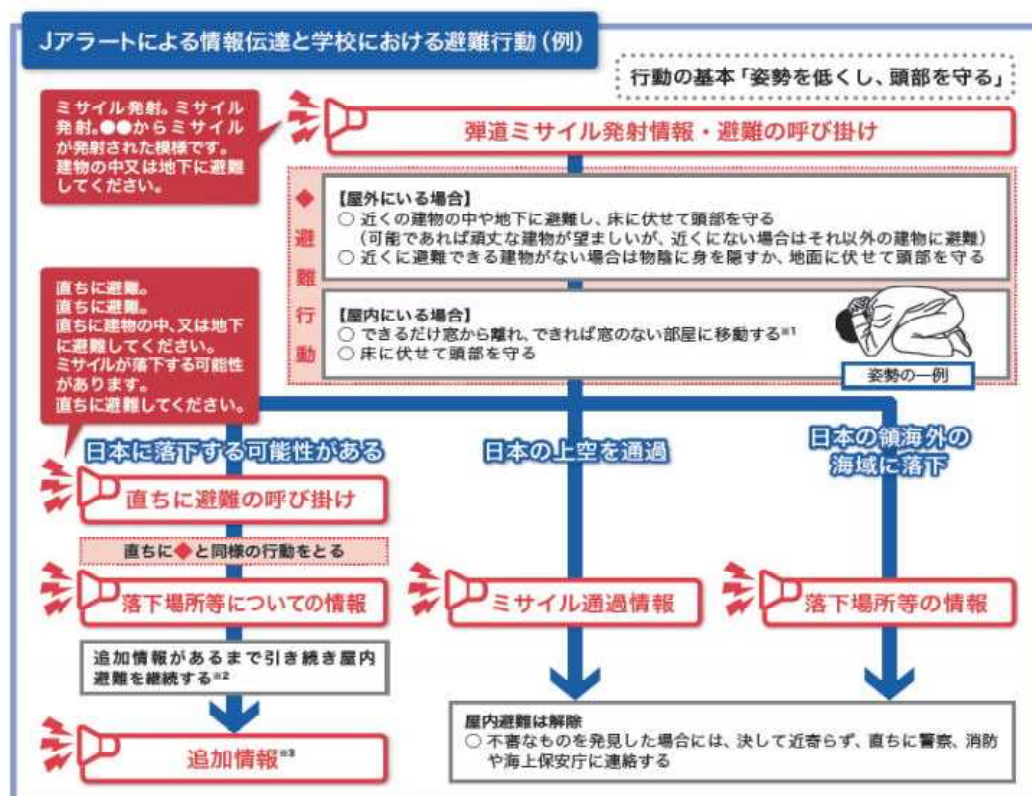
VIII 弾道ミサイル発射に伴う対応

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。

1 Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合の対応

弾道ミサイルが着弾した際には、暴風や破片等による危険が想定されるため、それから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にするようにします。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な行動の流れ



※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。

※2 「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

(2) 様々な場面における避難行動の留意点

学校にいる場合

【校舎内の対応例】

例えば、弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ることなどが考えられます。

【校舎外の対応例】

例えば、校庭での授業中の場合であって、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ることなどが考えられます。

校外活動中の場合

- 屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難するようにすることが求められます。
- 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておくことが求められます。活動場所での情報伝達方法や危機事象が発生した場合の避難について、事前に確認しておくことが重要です。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携帯することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事象が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に応じた対応が求められます。
- 児童生徒等に対しては、こうした検討を踏まえ、例えば、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが求められます。

登下校中の場合

- 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておくことが求められます。
- 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくありません。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞くことも大切です。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられます。
電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従うことが大切です。

【スクールバス等における留意点】

- 自動車乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、車を止めて近くの建物や地下等に避難する、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとります。
- バスに乗っている児童生徒等の状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ることも考えられます。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導をしておくことが大切です。



児童生徒等が自宅等にいる場合

- 児童生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておくことが重要です。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておくことが必要です。

(3) 学校における臨時休業や授業開始時間の判断等について

臨時休業や登校時間調整については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長が教育委員会等と協議しながら判断します。

Ⅸ インターネット上の犯罪被害への対応

小学校においては、被害に遭わないようにするための安全教育を重視します。その際、群馬県教育委員会から出されている「おぜのかみさま」を活用していくようにします。また、いじめ等につながる携帯・スマホの利用の方法についても、未然に防止する教育を重視します。

被害に遭ったときのことを想定して、日頃から警察等との連絡体制を整えておきます。また、保護者に対しては、児童がトラブルに巻き込まれないよう啓発していくとともに、「フィルタリングサービス」の必要性を案内していきます。



「おぜのかみさま」で子どもをネット犯罪から守ろう!

ゲーム機でも被害に!

女子小学生は、インターネット接続可能な携帯ゲーム機のゲーム内で女子高校生になりました男と知り合った。男は、自分と偽り、女性の裸の画像を送信し「あなたの写真も送って」と要求してきた。女子小学生は、断り切れず自分の裸を撮影し、画像を送信してしまった。

児童ポルノ(製造)被害

「おくらない」～写真を送らない～

- 写真を要求するような人を信じてはいけません!
- 一度流出した画像は回収できません。ネット空間に拡散します。
- 断ったり、無視できない時は保護者に相談しましょう。

位置情報・背景などで場所が特定される!

女子高校生は、インターネット上に自宅の写真や通学する高校などの個人情報を投稿した。その後、見知らぬ男性から、自宅や学校周辺などできまぐれとされる被害を受けた。

ストーカー被害

「のせない」～個人情報をのせない～

- 交流サイト(コミュニティサイト)等ネットにのせたメッセージ、写真等から、個人情報を見つけられ、悪用されることがあります。
- 安易に写真を送信・公開してはいけません。

フィルタリングで子どもを守ろう!

男子中学生は、無料通話アプリが使えなくなるという理由からフィルタリング設定を解除した。解雇からワイセツ画像の投稿サイトを見ているうちに、のめり込んでしまい勉強が手に付かなくなりました。

健全な発育の阻害

「みない」～有害サイトを見ない～

- ネットには、有害で危険な情報があふれています。
- 子どもを守るためにフィルタリングを設定しましょう。
- 群馬県青少年健全育成条例により、18歳未満の青少年が使う携帯電話等にはフィルタリング設定が義務付けられています。

青春を蝕むネット依存症!

男子高校生は、無料通話アプリに熱中し、連日のように食事中はおろか入浴中、深夜に至るまで友達とのメッセージのやり取りに夢中になり、ついには睡眠不足で体調を崩し、学校の勉強や部活動について行けなくなりました。

ネット依存症

「まもる」～時間などのルールを守る～

- メッセージアプリやゲームに熱中し、体調を崩す、成績が下がる、また、ゲームの課金で大金を使った等のケースが増えています。
- 利用する時間・場所、ゲーム等の利用料金など家族のルールを作り、保護者が子どものネット利用を見守りましょう。

睡眠薬で眠らされて...

女子中学生は、1D交換掲示板サイトで知り合った男からドライブに誘われ会いに行き、車内で男から睡眠薬入りのジュースを飲まされ、眠っている間にわいせつな行為をされた。

準強姦被害

「ぜったいあわない」～絶対会に行かない～

- ネットで知り合った人に会いに行くのは大変危険です!トラブルが増加しています。
- 「自分だけは大丈夫」「信用できそうな人だから」というのは危険です。

ネットいじめも犯罪です!

男子中学生らは、日頃からいじめている同級生をムリヤリ無料通話アプリのグループ内に誘い入れ、悪口や脅しのメッセージを送るなどのいじめを繰り返し、約10回にわたって合計5万円を恐喝した。

刑法(恐喝罪)[10年以下の懲役]

「かきこまない」～悪口等を書き込まない～

- 悪口や脅しの書き込みは、名誉毀損、脅迫や恐喝などの犯罪になることがあります。人を傷つけるような書き込みは止めましょう。
- 「学校に爆弾をしかけた」等の投稿も犯罪です。

子どもが誘っても犯罪!

女子高校生は、インターネット上の出会い系サイトに「16歳女子高校生です。下着とデート無いです。5,000円から取引します。」等と書き込んだ。

出会い系サイト利用法違反(禁止誘引行為)[100万円以下の罰金]

「さがさない」～出会いを探さない～

- 出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子どもでも違法です。
- 出会い系サイト以外の交流サイト(コミュニティサイト)にも、子どもを誘い出すことを狙う悪い人が沢山います。ネットで見ず知らずの相手との出会いを探してはいけません。

「おぜのかみさま」に関するお問合せは...

群馬県子ども未来部
子育て・青少年課

☎ 027-226-2393 (直通)

少年に関する悩み事のご相談は...

群馬県警察本部生活安全部

少年課 少年育成センター

☎ 027-221-1616 (相談電話)

